

施設整備及び運営にかかる補助金等について

1 施設整備にかかる補助金

幼保連携型認定こども園を建設するために必要な工事等にかかる費用に対して、補助金を交付します。(補助金には上限あり。)ただし、国の補助金を利用した制度となっているため、国の交付決定がない場合は、補助金を交付することはできません。

< (仮称) 南井上認定こども園 参考例 >

定員 80 名 (2・3 号) と 30 名 (1 号) の計 110 名定員を整備する場合

補助対象事業費を 400,000 千円と仮定 (うち 2・3 号の保育所部分 290,909 千円、1 号の幼稚園部分 109,091 千円 (定員による面積按分を行う)) すると、下記の計算により 178,120 千円 + 81,817 千円 = 259,937 千円 が補助見込額 (上限) となります。

○保育所部分 (2・3 号部分) : 保育所等整備交付金を活用

基準額

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 定員 71 名から 100 名 | 106,400 千円 |
| ② 特殊付帯工事 | 5,855 千円 |
| ③ 設計料加算 | 5,612 千円 |
| ④ 開設準備費加算 | 880 千円 |

国合計補助基準額 118,747 千円 (A)

上記 (A) と保育所部分事業費 290,909 千円 $\times 1/2 = 145,454$ 千円 (A') のうち、低いほうの金額 (A) に $3/2$ をかけた金額が補助額となります。

補助額 $A \times 3/2 = 178,120$ 千円

※用地の貸与を受ける場合、上記加算額に加え土地借料加算 (23,800 千円) が適用になる場合があります。

○幼稚園部分 (1 号部分) : 認定こども園施設整備交付金

基準額

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 定員 21 名から 30 名 | 61,700 千円 |
| ② 特殊付帯工事 | 2,195 千円 |
| ③ 設計料加算 | 3,194 千円 |

県合計補助基準額 67,089 千円 (B)

上記 (B) と幼稚園部分事業費 109,091 千円 $\times 1/2 = 54,545$ 千円 (B') のうち、低いほうの金額 (B') に $3/2$ をかけた金額が補助額となります。

補助額 $B' \times 3/2 = 81,817$ 千円

※この内容は、令和2年度保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の算定方法によるものです。近年、国の補助制度の変更が繰り返されており、単価の改定がある場合には基準額が大きく変わる可能性もありますのでご了承ください。（なお、国の制度・基準等に変更があった場合には、市の補助金も変更になります。）

※国や市の予算事情により補助額が減額となる場合があります。

※特殊付帯工事は以下の設備を整備する場合加算されます。

- ・水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用の整備

- ・生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

- ・ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

- ・屋外教育環境整備（幼稚園部分のみ加算）

施設の屋外環境を様々な体験活動の場所として活用し、たくましく心豊かな子どもたちを育成するため、屋外教育環境の一体的な整備。

2 運営にかかる給付費等（開設後）

(1) 施設型給付費

幼保連携型認定子ども園を運営する費用として、入所している子どもの人数（保育認定及び教育認定を受けた子ども）に応じて、毎月、施設型給付費が支給されます。

施設型給付費について、次の条件で算出しています。

- ① 入所者数が、利用定員数最大まで入所しています
- ② 加算は、一般的な加算を計上しておりますが、要件を満たさない場合は金額が異なりますのでご注意ください。
- ③ 単価は、令和2年度の当初の単価で計算しています。
- ④ 加算率は、19%（職員の平均勤続年数が11年以上の場合）で算出しています。
- ⑤ 認定子ども園は、施設型給付費と保育料が施設の収入となります。施設型給付費は、保育料を給付費から差引いて支給しますが、下記の算定については保育料0円で算定していますので、公定価格全額を施設型給付費で支給するような計算となっています。

<（仮称）南井上認定子ども園 参考例>（利用定員 1号30人、2・3号80人）

1号給付費

区分	4・5歳	3歳
基本分単価	37,580	44,550
処遇改善等加算I	6,650	7,980
副園長・教頭配置加算	3,200	3,200
学級編成調整加算	14,040	14,040
3歳児配置改善加算		8,110
給食実施加算	6,800	6,800
事務職員配置加算	3,090	3,090
冷暖房費加算	110	110
単価合計A	71,470	87,880
入所人数B	24	6
年齢別合計A×B	1,715,280	527,280
1号給付費合計	2,242,560	

2・3号給付費

区分	4・5歳	3歳	1・2歳	0歳
基本分単価	45,540	52,350	108,030	176,200
処遇改善等加算I	8,170	9,310	18,430	31,350
3歳児配置改善加算		7,950		
冷暖房費加算	110	110	110	110
単価合計A	53,820	69,720	126,570	207,660
入所人数B	44	16	16	4
年齢別合計A×B	2,368,080	1,115,520	2,025,120	830,640
2・3号給付費合計	6,339,360			

1号給付費+2・3号給付費=8,581,920円

(2) 民間保育所等運営費補助金

①延長保育事業（保育所部分（2・3号児童）のみ対象）

1日11時間を超えて開所する場合、その延長時間、利用児童数に応じて補助金を交付します。また、1日8時間の基本保育時間を超えて利用する短時間認定児童がいる場合にも補助金を交付します。

ア 短時間認定分（年間）

基本保育時間（9：00～17：00）を超えて利用する短時間認定児童がいる場合（平均対象児童数が1人以上）

イ 標準時間分（年間）

11時間を超えて利用する児童（標準時間・短時間認定両方）がいる場合（平均対象児童数は延長時間区分により異なる）

②障害児保育事業（保育所部分、幼稚園部分ともに対象）

障害児の保育を促進するため、障害のある児童について、受け入れるために必要となる職員体制や設備等の整備に要した費用を補助します。

※障害の程度により、上限額が異なります。

③一時預かり事業（一般型）

保育所及び認定こども園に在籍していない児童で、保護者の就労、職業訓練、就学等、又は傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情により、保育が困難となった場合や保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かりする事業。実施する場合には、利用する児童の人数に応じて補助金を支給します。

④一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定児童が教育時間を超えて利用する場合に、利用児童の数に応じて補助金を支給します。

※上記補助金については、補助対象経費がかかっていない場合には支給されません。